

条 例

議会の議決を経た「千曲市子ども家庭センター条例」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第3号

千曲市こども家庭センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、千曲市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども家庭センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千曲市こども家庭センター	千曲市杭瀬下二丁目1番地

(業務内容)

第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員配置)

第4条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、業務の遂行に必要な職員

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。